



Title	ルカシェンコ政権下におけるベラルーシの市場経済化とその促進要因
Author(s)	吉野, 悦雄
Description	研究ノート
Citation	比較経済研究, 43(1), 25-37
Issue Date	2006-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33860
Type	journal article
File Information	V43-1_03-1.pdf



ルカシェンコ政権下におけるベラルーシの 市場経済化とその促進要因*)

吉野悦雄

論文要旨： ベラルーシは「抑圧の独裁国」と呼ばれ、国際社会からは孤立している。しかし、生活水準は堅実に上昇し、GDPは高い成長率を保っている。国営企業の民営化もその半分を達成した。しかしその民営化は極めて特殊な方法を採用しており、株式会社化した後も国家の支配が及ぶようになっている。またロシアから貿易を通じた多額の資金移動があり、これが経済を支えている。しかし一方で西側からの外国直接投資は経済発展にとって不可欠な要因である。

[キーワード： ベラルーシ、民営化、市場経済化、ルカシェンコ、ロシア]

1 ルカシェンコ政権の国内融和的経済政策 が直面する一つの対外対立軸

ベラルーシは2000年以降、高度経済成長を維持し、2004年では11.0%、2005年では9.7%の成長率となっている¹⁾。しかも住民の実質貨幣収入はGDP実質成長率をはるかに上回る²⁾。そしてルカシェンコ政権下では、賃金の全国平等化の傾向が強まった。政策面では、優良企業に対する民間資本（ロシア資本）の敵対的買収を防止する黄金株に関する大統領令（1997、2004）が公布された。失業率は3%前後であり、特に中年・高年層で低い。このようなポピュリスト的経済政策を採用する要因には何があるのだろうか。一方、賃上げ幅は高学歴層において大きく、また大統領権限を強化しつつもベンチャー小企業の育成を図る法律（1996）や、民営化に抵抗する従業員集団や市町自治体の反対を押し切って国家が民営化を実行できるうる大統領令（1998）が公布された。大規模農の耕作面積上限も緩和された。このような改革指向的政策の背後には何が存在するのだろうか。

それは高年齢層と若年層の双方を考慮に入れた国内融和的経済政策の採用である。政府の多大な補助金を受けて全国140の郡の全てで郡記念誌が発行され、その一つの『カピルスキ郡記念誌』の316頁から489頁までの174頁は戦没者名簿である。その合計は1万5千人にのぼる。同郡の2000年の

人口は42,500人である（人口年鑑、2000、p.42、による）。このようにベラルーシは第二次世界大戦で、甚大な被害を受けた国家である。

ベラルーシの街まちの中心には今でもレーニン像が立つ。それを撤去する動きはない。2005年時点で65歳以上の人々の脳裏にはドイツ兵の姿が残っている。国民の多くは縁戚者のうち誰かを戦争で失っている。レーニン像はマルクス主義の象徴ではなく、祖国解放戦争犠牲者へのオマージュなのである。ルカシェンコ大統領就任時点（1994年）では、これらの人々は54歳以上であり、社会の中核を占めていたことは留意すべきだろう。

一方で、ゴルバチョフ時代以降に学校教育を受けた若年層は確実に増加しており、すでに中年にさしかかる者もいる。若年層の意識は明らかに西側を向いており、そのメンタリティーは急速に変化している。若年層の意識と社会行動様式を象徴する指標として離婚指数が挙げられる。表1にあるように都市部では1996年をピーク

表1 離婚届指数
(結婚届100件当たり)

年	都市部	農村部
1960	11.9	2.31
1990	40.9	21.0
1995	61.0	35.5
1996	75.2	44.2
1997	71.4	53.7
1998	69.4	51.8
1999	67.6	55.9
2000	71.9	60.6
2001	61.3	54.3
2002	57.1	50.0
2003	46.9	40.0

出所：『ベラルーシ統計年鑑』
(2004, p. 62)。

に離婚の増加傾向が反転し、特に2000年から2003年までの3年間の離婚指数の減少はめざましい。この背後に生活水準の改善があることは確かであるが、若年層の行動様式が急速に変化していることもみてとれよう³⁾。ルカシェンコ政権はこのような若年層の社会意識の変化にも対応しなければならず、改革指向的政策が導入されたと考える。

これと同時に同政権はロシアと西側との関係という対外的対立軸に直面している。表29が示すように、2002年初頭時点での外国直接投資累積額に占めるロシアの割合は僅か1.6%にすぎず、98%は西側からのものであった。しかしロシアからは大量の資金が貿易を通してベラルーシに移動しており、IMFはこれを支援(support)と呼んでいる⁴⁾。ベラルーシはロシアと西側という両者からのbenefit⁵⁾を最大限に活用しなければならない。

ルカシェンコ政権はこのような制約のもとに市場経済化を推進してきた。本稿はその概観を提示し、その推進要因を分析することを目的とする。

2 実物統計からみたミンスク市を除く全国一律の経済発展と生活水準の向上

本節では、生活水準の向上がミンスク市を例外として基本的には全国一律であることを、非貨幣的統計を用いて確認したい。男性の循環器疾患死亡とアルコール大量飲酒ならびにその原因である失業と低所得との関係が指摘されている。一方、所得の上昇はビタミンB（野菜類）の摂取の増加を伴い、それは循環器疾患死亡の減少に貢献することが知られている。市場経済化が突出するミンスク市では表2にあるように、1995年以降、死亡数は顕著に減少したが、他の諸州では、1995年の数値と2002年の数値はほぼ同水準である。

一方の極がウクライナである。表3から同国において1998年以降、循環器疾患死亡が激増してい

表2 ベラルーシ男性の労働力年齢人口10万人当たりの循環器疾患死亡数

	1995	1996	1998	2000	2002
ミンスク市	260.6	220.5	228.0	232.9	230.1
ミンスク州	322.5	293.6	304.9	301.9	329.7
モギレフ州	280.6	288.9	277.2	250.9	293.6
プレスト州	285.5	283.6	270.4	276.0	307.9

出所：『ベラルーシ人口統計年鑑』(2003, pp. 234-237)。

ること、また表4から地域別格差がほぼ2倍に達していることが分る。東部ウクライナは大量失業地帯であり、ザカルパチ州は野菜が豊富である。

表5の乳児死亡率をみても、また表6の失業率統計をみても、ミンスク市のみが良好な数値を示している。表6は6州中3州のみを示しているが、6州の間で顕著な差異はみられない。

表7は実物指標として、食料品の中では上級財である野菜（カボチャを含みジャガイモを含まない）の消費量、都市部の居住面積、そして高等教育入学者数を示している。野菜消費量も都市部居住面積も1995年以降、増大していること、とりわけ高等教育進学者数⁶⁾が激増していることが分かる。就職後に大学（主に通信教育課程）に入学する者⁷⁾も多いので大学進学率は計算できないが、

表3 ウクライナ男女の全人口10万人当りの循環器疾患死亡数

1995	1998	1999	2000	2001	2002
870.3	862.4	899.2	938.5	944.5	965.4

出所：『ウクライナ統計年鑑』(2001, p. 356)。

同(2002, p. 399)。同(2002, pp. 12-14)

表4 2002年ウクライナ男女の全人口10万人当り循環器疾患死亡数(27州のうち4州の抜粋)

首都キエフ市	649.4
東部ハリコフ州	1042.7
東部ドネツク州	1038.7
ハンガリー国境地帯ザカルパチ州	634.6

出所：『ウクライナ統計年鑑』(2002, p. 399)。

表5 乳児(生後1年以内)死亡率(対出生1000人当り)

	1990	1995	1999	2001	2002
全国平均	11.9	13.3	11.5	9.1	7.8
ミンスク市	13.7	13.2	8.9	8.1	5.6
モギレフ州	9.6	12.5	12.8	9.1	8.5
プレスト州	12.8	13.7	12.2	10.3	8.9

出所：『ベラルーシ人口統計年鑑』(2003, p. 168)。

表6 失業率統計(%) (7州のうち4州の抜粋)

	1995	2000	2002	2003
東部ゴメリ州	2.81	2.55	3.06	3.56
西部グロドノ州	2.53	2.38	2.77	3.02
ミンスク市	1.27	1.46	1.59	1.67
中央部ミンスク州	3.31	1.90	2.36	2.94

出所：『ベラルーシ人口統計年鑑』(2004, p. 106)。

2003年の18歳人口が16万人であるとき、8万人が大学に入学している。しかも高等教育に関しては地方に手厚い政策が採られている。ミンスク市とその近郊のミンスク州での大学進学者数の合計は、2003年には1995年の1.50倍に増えているが、他の5州ではいずれもこの数値を上回り、西部ブレスト州は2.40倍、西部グロードノ州は2.08倍、最低の東部モギレフ州でも1.53倍となっている(『ベラルーシ地域年鑑』, 2004, p. 67, p. 378, p. 474, p. 544, p. 649)。また私立の高等教育機関も拡大した。ルカシェンコ政権の社会政策目的はミンスク市も含む全国平等の発展であるということが、高等教育入学者数から推測される⁸⁾。

3 価値表示統計からみた所得水準の向上

まず、経済成長率と国民一人当たりの実質貨幣収入の伸びを表8でみてみよう。1995年を底としてめざましい経済の回復を示している。ベラルーシの国民所得統計はSNA基準に完全に依拠しているわけではないが⁹⁾、GDPの過大評価は毎年同様であるから成長率の計算には大きな影響を及ぼさない¹⁰⁾。一方、個人商店の激増や大農の規模拡大がもたらす所得増を十分に把握していないのではないかという懸念も生じる¹¹⁾。

表7 野菜消費量・都市部の住居面積・高等教育入学者数の変化

	1990	1995	1999	2001	2003
年間1人当たり野菜消費量(キログラム)	78	83	89	98	107
都市部での一人当たりの住居専有面積の変化(平方メートル)	15.6	17.8	18.8	19.5	20.0
全国の高等教育入学者数(千人)	37.5	49.1	62.0	75.0	82.0
うち昼間部	24.9	26.9	35.7	37.3	38.1
通信教育(ごく少数の夜間部を除く)	11.6	11.3	18.2	22.8	26.4
うち私立の高等教育入学者数(千人)	0.0	10.6	7.5	14.0	17.1

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, p. 174, p. 159, p. 180, p. 207)。

表10 一泊以上のベラルーシ人出国者数と同国への外国人入国者数

		1995	1998	2000	2002	2003
ベラルーシ人の出国者数	CIS諸国へ	54999	84538	107664	237814	271038
	CIS以外の国へ	570889	816016	1181570	1198669	837119
	うちポーランド ドイツ	534610 3172	685646 14847	1092763 7816	1082771 11014	733186 2712
外国人の入国者数	CIS諸国から	4351	28866	12174	8307	7689
	CIS諸国以外の国から	12518	62430	48050	55177	56600
	うちポーランド	91	38234	13464	11028	10287

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2000, pp. 206-208), 同(2004, pp. 267-268)。

表8 GDP成長率(実質, 対前年度比%)と国民一人当たりの実質貨幣収入(年金や営業利益も含む)の変化(1990年を100とする指数)

	95	97	00	01	02	03
成長率	-10.4	11.4	5.8	4.7	5.0	6.8
貨幣収入指数	62	77	107	138	148	159

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2000, p. 266, p. 142)。

『ベラルーシ統計年鑑』(2004, p. 311)。

表9 月額平均賃金(個人営業所得や配当収入・年金を含まず)の州格差(全国平均を100とする)

	1990	1995	1998	2002	2003
ブレスト州	91.0	82.8	89.2	88.05	88.31
ビテブスク州	95.5	91.5	89.5	92.07	91.78
ゴメリ州	105.9	100.1	100.1	97.93	97.24
グロードノ州	94.7	90.4	90.5	90.11	90.14
ミンスク市	113.7	133.3	128.8	125.2	125.4
ミンスク州	94.7	95.4	94.6	100.9	99.8
モギレフ州	98.5	94.6	93.0	88.00	87.6

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, p. 148)。

表9は各州の給与所得の指数を示している。2003年のミンスク市においては全国平均より25%高い給与が支払われている。しかし1995年のそれは33.3%であった。このように1995年以降、賃金の全国平準化の傾向が顕著にみとれる。

4 市場経済化の推進力

ベラルーシの市場経済化には三つの推進力が存在する。第一はロシアからの貿易を通じた「援助」である。第二は西側からの直接投資である。この両者は第8節で詳述するが、ここでは第三の推進力、すなわち民間人が行なうポーランドとのかつぎ屋貿易と出稼ぎによって得た可処分所得の増加を分析する。個人による持ち出し及び持ち込み商品、ならびに持ち込み外貨に関する統計は存在しないが、出入国者数統計は公表されている。

表10が示すように、ベラ

表11 大規模個人農の発展と全国穀物生産に占めるシェア (%)

	1995	1998	2000	2001	2002	2003	2004
農家戸数	3029	2677	2651	2552	2379	2399	2493
平均耕作面積 (ha)	20.6	22.7	28.9	32.8	38.9	54.2	72.1
穀物生産のシェア	6.5	8.0	9.4	9.0	10.7	10.8	12.0

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, pp. 387, 389), (2003, pp. 392, 394)。

表12 小売業における販売額の商店別構成比の変化 (%)

	1990	1995	1998	2001	2002	2003
国営商店	63.9	37.6	25.6	21.2	20.4	18.3
消費協同組合商店	32.8	16.0	14.0	12.1	11.0	10.1
個人企業・商人	3.2	18.5	28.1	34.3	36.2	38.0
外国貿易の小売	なし	2.39	6.8	1.38	1.55	1.82

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, p. 468)。

表13 全国従業員数の変化 (単位は千人)

	1990	1995	1998	1999
全国の従業員数	5150.8	4409.6	4416.6	4442.0
うち国営事業所従業員数	3805.9	2636.9	2529.3	2545.3
協同組合従業員数	1236.0	1379.3	1587.7	1594.2
純粋民間企業従業員数	62.6	344.9	220.8	225.6
国家と民間の共同出資企業	42.9	21.9	13.0	12.4
外資と国家・民間の共同出資	3.4	22.8	55.1	52.1
純粋外国資本企業従業員数	0	3.8	10.7	12.4

	2000	2001	2002	2003
全国の従業員数	4441.0	4417.4	4380.8	4339.3
うち国営事業所従業員数	2540.5	2527.1	2412.3	2295.2
協同組合・純粋民間企業(＃)	1323.9	1281.8	1305.6	1313.4
国家と民間の共同出資企業(＃)	495.2	511.0	543.6	592.3
外資と国家・民間の共同出資(＃)	63.0	72.1	79.2	94.5
純粋外国資本企業従業員数	18.4	25.4	40.1	43.9

注) 2000年に従業員分類が変更になった。協同組合は純粋民間企業と合体された。2000年には大規模協同組合の多くが「国家と民間が共同出資する企業」に転換したため協同組合従業員数は激減した。2005年3月時点でも、コルホーズ等が1884組合、消費協同組合が8418組合存在する。

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, p. 107), 同 (2000, p. 101), および(＃)印のデータは「統計経済分析省」の内部資料。

ルーシ人の外国への出国(一泊以上)は、80万人から120万人の間を推移しているが、実にその90%前後がポーランドへの出国である。これは観光でもなく親類訪問でもない。そのほとんどがシャトル・トレーダー(かつぎ屋貿易)ないし短期滞在の肉体労働目的である¹²⁾。OECDは急激な為替切り下げを根拠に2003年のベラルーシのGDPを142億ドルとしている。2000年の109万人のポーランドへの出国者により3億ドルの可処分所得の増大があったと筆者は推定する¹³⁾。

これらの人々がもたらす巨額の所得が市場経済化に寄与する分野としては、個人農の規模拡大と

個人商店の勃興が考えられるだろう。表11が示すように大規模個人農(フェルメル)の平均耕作面積は2000年の28.9ヘクタールから2004年の72ヘクタールへと激増した。フェルメルの上限面積が50ヘクタールから100ヘクタールへ引き上げられたため大農の規模拡大が爆発した。州ごとの規模拡大率の統計は省略するが、西部2州で突出している。そしてポーランドへの出国者のほとんどが西部2州の居住者なのである¹⁴⁾。この急激な規模拡大は通常の農業収益では実現できず、農業外収入ないし外部資金が必要であろう。筆者はポーランドでの出稼ぎとかつぎ屋貿易が農業外収入に寄与している可能性が高いと考えている。

次に小売業における個人商店の販売額シェアを表12にみてもよい。数値の合計は100%とはならない。この残余の比率は、

国家と民間(外国資本を含む)の共同出資企業による販売に対応する。個人企業・商人が占めるシェアが確実に増大し、2003年には38%にまで達し、国内で最大の商業部門となった。これにもシャトル・トレーダーの所得が貢献していると考えられる¹⁵⁾。なお個人企業のすべてがかつぎ屋貿易の所得の結果であるわけではない。第6節で述べるが、外国人が全額出資する個人企業や代理店(ブローカー)も相当数存在する。私営商業の発展には、上述の第二の推進力と第三の推進力が寄与していると考えられる。

5 雇用と産出高から見た市場経済化

市場経済化は多面的に分析しなければならない。例えば価格決定の自由度¹⁶⁾、賃金決定の自由度¹⁷⁾、税制改革¹⁸⁾、金融部門の改革¹⁹⁾等々である。本節ではベラルーシの市場経済化の動向を従業員数データ²⁰⁾と工業生産高データを用いて概観する。表13が示すように、国営事業所従業員は1995年には263万人いたが、国営企業の民営化により2003年には229万人へと33万人も減

少している。1995年には、教育・医療・公務員など一般的には民営化の対象とはならない従業員が124万人いたが、2003年には142万人へと18万人も増えている（『統計年鑑』、2004、p. 108）。経済活動部門の国営企業従業員数は52万人も減少したことになる。多くの国営企業が後述する「非国家化」や「民営化」で株式会社となり、「国家と民間の共同出資企業」従業員や民間従業員になった。協同組合の従業員数は激減した。これらのことを表13は如実にあらわしている。ベラルーシの民営化は決して停滞しているわけではない。さらに外資系企業の従業員数が一貫して増加しており、2003年には全国の雇用の3%以上を占めるにいたった。

表14から分かることとして、第一に、ルカシェンコ政権下での国営工業の生産高シェアは1995年の70.3%から2003年の37.6%へと激減した。とりわけ2001年から2年間で激減した。第二に、「国家と民間の共同出資」による企業の生産高シェアが2001年からの2年間で激増した。労働統計と工業生産高シェアとをみる限り、ベラルーシの市場経済化は確実に進行していると言えるだろう。

6 ベラルーシの民営化

ベラルーシの国営企業の民営化は「非国家化」方式と「譲渡売却民営化」方式の二つの方法で行われた。1993年の「民営化法」で明記された²¹⁾。

表14 工業部門生産額に占める各種所有形態の割合 (%)

	1995	1999	2001	2003
国営	70.3	53.9	55.9	37.6
うち中央省庁管轄企業	60.4	49.1	51.4	34.3
地方政府管轄企業	9.9	4.8	4.5	3.3
非国営	29.7	46.1	42.9	60.5
うち個人営業	0.2	0.9	0.8	1.0
従業員企業・リースおよび協同組合	10.5	9.7		
1999年以前；国有企業リース	6.0	2.4		
1999年以前；政府出資企業	15.8	28.8		
1999年以前；協同組合	3.0	2.8		
1999年以前；従業員所有企業	2.4	1.7		
1999年以前；その他NGO等	0.6	3.5		
国家と民間（従業員）との共同出資	0.1	0.2	26.5	43.3
国家・民間と外資共同出資企業	1.6	5.2	5.1	6.5
純粋外資企業	0.0	0.6	1.2	1.9

注)「非国営」部門の統計分類が2000年に変更されている。

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, pp. 346-347), 同 (2003, pp. 351-352), 同 (2002, pp. 338-339), 同 (2000, pp. 298-299)。

「非国家化」とは従業員の解雇や生産設備の一部廃棄を行わないまま、株式会社化することであり（表16の2000年以降を参照）、国家が株式の一部または大部分を保有し続けることも多く、その条件のもとで、従業員の出資や民間資本・外国資本の導入を行うことであって、必ずしも国家がその所有権をすべて手放すというわけではない。それどころか、7割以上のケースで国家は株式を持ち続け、そしてその3分の2のケースで国家は過半数の株を所有する（表18を参照）。

たしかに1993年にはバウチャー（原語ではチェック）が490万人の全国従業員に対して、その労働経験年数を勘案して配布されたが、その総価値は低く、およそ200万人の国民がバウチャーで株式を購入したにとどまり、結果的に国家が、予算を計上し、バウチャーを買い戻して²²⁾株式保有率を高める結果となった。従業員が取得した株を退職時に国家が買い取ることも多い。

ルカシェンコ政権は「黄金株」に関する決定を行ない²³⁾、国家は株式を保有しているか否かにかかわらず、企業の合併・買収・解散などの重要決定事項に拒否権を行使できるようになった。現在、国家は22社²⁴⁾で黄金株を保有している。「黄金株」は経済の中核企業に適用されるわけではない。従業員が全株式を所有し、純民間企業となって国家の支配から離れ、しかも相当の利潤を挙げつつ、

表15 中央省庁監督下国営企業の「非国家化」と「譲渡・売却民営化」

	1991-6	97	98	99	00	01	02	03	04	合計
非国家化となった事業所数	526	97	51	106	52	24	89	65	51	1061
譲渡・売却民営化となった事業所数	39	95	90	134	63	73	90	86	86	756

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

**表16 「非国家化」となった中央省庁監督下企業の処理方法
(従業員・生産設備丸抱えでの処理)**

	1991-6	97	98	99	00	01	02	03	04	合計
従業員集団設立のリース会社が企業を購入	107	1	11	16	0	0	0	0	0	135
従業員集団が新たに企業を購入	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25
民間個人による購入	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
株式会社(公開・閉鎖の双方を含む)への転換	371	96	40	90	49	24	89	65	51	875
企業再建案コンテストによる売却	15	0	0	0	2	0	0	0	0	17
競売による売却	7	0	0	0	1	0	0	0	0	8

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

**表17 「譲渡・売却民営化」となった中央省庁監督下企業の処理方法
(資産ないし資産の一部の売却)**

	1991-6	97	98	99	00	01	02	03	04	合計
監督官庁選定の買い取り希望者への売却	22	35	40	41	25	17	30	16	17	243
競売による売却	2	13	25	62	29	27	39	63	66	326
企業再建案コンテストによる売却	11	25	23	31	9	29	21	6	2	157
無償譲渡	2	21	1	0	0	0	0	0	0	24
現物交換	2	1	1	0	0	0	0	1	1	6

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

表18 旧中央省庁監督下企業で株式会社化した企業における国家の株式所有比率

	2005年1月	2000年
全株が民間保有の企業数	247	不明
国家が株式を保有する企業数	601	不明
うち国家保有比率75%以上	323(53.74%)	(21.0%)
50%以上75%未満	82(13.64%)	(24.7%)
25%以上50%未満	124(20.63%)	(32.1%)
25%未満	72(11.98%)	(27.2%)

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

表19 旧中央省庁監督下企業で株式会社化した企業での発行株式総数の保有状況(2000年時点)

	経営陣(社内)	従業員	国家	民間人・法人
	11.5%	13.8%	51.7%	23.0%

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

それを投資には向けず、社員への給与等に向けているような企業が対象となる。すなわち、企業価値が実体よりも低くなっていて敵対的買収の対象となりうる企業に黄金株が発行される²⁵⁾。22社のうちの数例を挙げると、ミンスク市のトラック・

トラクター用電装部品工場、同マーガリン工場、同チョコレート工場、ミンスク州ジェルジンスキ市の男性用衣服工場などである。

「非国家化」には、このように国家による支配が存続しているが、従来の国営企業と大同小異であると理解してはならない。既存従業員には当面の間の雇用は保障されるが、その後は経営状況に応じて解雇が可能となった。当然従業員側には抵抗がある。また地方企業にあっては管轄する自治体が抵抗する

る。このような状況のもとで大統領令(1998)が出された²⁶⁾。従業員側や地方自治体が抵抗する場合には、中央政府は「民営化」を実行できるようになった。その効果は表15の1999年の数値に現れている²⁷⁾。保育園や陸上競技場も対象となった(改正後の民営化法第19¹条)。

表17が示す「譲渡・売却民営化」とは従業員を除く工場設備・敷地を売却することを指す。不採算企業や債務超過企業が対象となる。企業全体を売却するものである。民営化法第18¹条は表17にある諸方法を定めている。競売には、一部分の雇用の継続など条件付き競売と、無条件の競売とがある。コンテストとは提出された企業再建案を審査するものであるが、大きな差異がなければ最高価格を付けた企業に売却される。当然、雇用の確保は重要な審査ポイントとなる。「譲渡・売却民営化」のこのような内実の結果、表4で示したとおり、失業率は3%前後を維持している。

地方自治体監督下の国営企業の「非国家化」と「民営化」については、本質は中央国営企業と同一である。「非国家化」された企業は2993社で、うち

表20 経済活動部門での事業所の所有形態による分布（2005年3月時点）

(内訳)	総数	中央 国営 企業	地方 国営 企業	中央政府 出資民間 企業	地方政府 出資民間 企業	中央政府と 地方政府出 資民間企業	国家出 資の外 資企業	民間人が出 資した外資 合弁企業	純粋 外資 企業	民間企業 (個人営業非 法人を含む)
公開株式会社	56269	1685	3018	757	983	81	164	2491	2372	44718
閉鎖株式会社	1863	0	0	573	827	64	21	26	4	348
有限会社	2393	0	0	28	26	8	29	222	33	2047
超過保証有限会社	17324	0	0	25	42	4	113	2120	353	14667
個人保有企業	7996	0	0	3	4	0	0	83	13	7863
協同組合・コルホーズ	22053	1659	3014	128	84	5	1	40	1969	15153
大規模個人農フェルメル リース会社	1884	0	0	0	0	0	0	0	0	1884
その他	2687	0	0	0	0	0	0	0	0	2687
	52	0	0	0	0	0	0	0	0	52
	49	28	4	0	0	0	0	0	0	17

出所：「統計経済分析省」の内部資料。

1062社が株式会社化された。中央企業と同様に、その8割に市町自治体は出資を行なっている。「譲渡・売却民営化」された企業は2927社である。地方企業の場合、市場経済化の進捗度は高く、3478社が純粋民間経営の手に渡った。以上のデータは出所は統計経済分析省内部資料である。

ここで再び民営化における国家の役割に触れておこう。表20の「中央政府出資民間企業」の欄の株式会社数は公開と閉鎖の合計で601社である。表18が示すように、その内323社で国家が発行株式の75%以上を保有している。国家が株式を保有しない純粋民間株式会社は247社にすぎない。表21が示すように、株式時価はインフレ下で増大しているが、前述のパウチャー買い戻し等により政府保有株を増やしている。2003年には発行株式総価値の85%を国家を含む法人が保有するに至った。さらに、表20が示すように、2005年時点でも中央監督下の国営企業が1685社、地方監督下の国営企業が3018社も残存しているのである。

しかし、一方で中小企業を中心に市場経済化が進展していることは否めない。表20が示すように15153の個人所有営業と14667社の純粋に民間の有限会社と7863社の純粋に民間の超過保証有限会社（出資額以上の一定の債務まで出資者が保証する有限会社）が出現した。純粋外資企業（総数2372）のうち77%（1969社）が代理店などの個人所有営業であって、21%（353社）が有限会社であり、株式会社は37社である。

大規模な純粋外資企業は食品産業などに限定されている。一方、国内資本が出資した外資合弁企

表21 株式の所有（10億ルーブル）

	2000	2001	2002	2003
総発行株式額	504.0	898.6	2974.7	7150.2
国家・法人所有	323.6	511.1	2346.1	6111.1
個人所有	149.9	183.9	475.1	776.8
外国投資家所有	16.7	27.1	124.5	204.7

出所：『ベラルーシ統計年鑑』（2004, p. 549）。

業のほとんどは有限会社でその数は2120社にのぼり、株式会社も248社に達する。たしかに外資企業の企業数の観点からは個人企業が主体になるが、第8節で分析するように、FDIが国民経済に果たす役割と、市場経済化を可能とする経済成長の推進力としての役割は大きいものがある。

7 小企業の役割

小企業の定義は1996年の法律で従業員数に応じて規定された（第3条）。1）工業と運輸では100人以下、2）建設と卸売企業では50人以下、3）飲食業、個人サービスおよび小売業では30人以下、などとなっている。税制面の特典は少ないが²⁸⁾、経営計画書の審査にもとづき、国家予算あるいは地方政府予算から補助金が給付される（第6条）。特に国家予算からの補助金については大統領に全権が委ねられている。また補助金の配分に限らず金融機関からの融資についても「ベラルーシ企業金融援助ファンド」が一括して管轄して、採択された小企業に融資を配分する（第8条）。ルカシェンコ政権はこの小企業を経済活性化の重要な手段と位置付けていると理解されよう。

表22が示すように、小企業総数の90%は私営で

表22 ベラルーシにおける小企業のプレゼンス

	2002	2003
企業総数	29044	30987
うち国営	1685	1797
私営 (外資合弁を含まず)	26113	27750
外資 (合弁を含む)	1246	1440
A : 年間で雇用経験のある人	333112	377036
B : 年間付加価値生産(10億 R)	4293	6049
全国従業員に占めるAの比率	7.60%	8.70%
GDPに占めるBの比率	16.4%	16.8%

注)「年間で雇用経験のある人」とは、常勤・パート・季節雇用を問わず、当該企業で雇用された者を指す。
出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, pp. 551-3), 同(2003, pp. 554-6)。同(2004, pp. 14-17)。

表23 3業種における小企業の企業数、従業員数および付加価値額(価値額は10億ルーブル)

	2002	2003
企業総数	29044	30987
(A)年間で雇用経験者	333112人	377036人
(B)年間総付加価値生産	4293	6049
工業 企業数	6046	6877
(A)のうちの割合	37.7%	38.8%
(B)のうちの割合	41.8%	36.5%
小売・卸売・飲食業 企業数	12899	13147
(A)のうちの割合	26.8%	26.1%
(B)のうちの割合	26.5%	18.5%
商業仲介業・商社 企業数	901	1055
(A)のうちの割合	1.4%	1.8%
(B)のうちの割合	3.1%	17.1%

出所：『ベラルーシ統計年鑑』(2004, pp. 551-3), 同(2003, pp. 554-6)。

ある。雇用の全国シェアは8.68%であるが、GDPに占める小企業のシェアは16%前後と2倍もあり、小企業の経済における重要性が理解される。

小企業はどのような産業分野で重要な役割を果たしているのだろうか。全国産業分類の18業種から3業種だけを抜粋して表23で分析してみよう。小企業においては、工業部門のシェアが従業員数でも付加価値額でも小企業全体での4割弱であり、商業・飲食業部門のシェアが従業員数で25%前後、付加価値額で20%である。表23で最も注目されるのは「商業仲介業・商社」の項目である。ベラルーシの場合、倉庫やオイル・タンクを保有せず、商取引の仲介を行う企業は「卸売」には分類されず、「商業仲介業・商社」に分類される。この「商業仲介業・商社」の2003年の数値は衝撃的である。従業員数は僅かに増えた程度なのに、付加価値額

は6倍近くに増えているのである。統計経済分析省の説明によれば、これは原油取引仲介業の小企業が5社設立され、そこに大きな取引の割り当てがあったためであるという。天然ガスについてはこのようなことはなかったという。原油取引仲介業に大きな利権が発生したのである。ここでの付加価値の増加分は、表22と表23から、GDPの2.19%と計算される。3億3千万ドルという巨額の利潤が発生した。その付加価値の内訳は純粋外資企業(ロシア資本)が44.9%であり、外資合弁と政府出資民間企業で54.9%ある(『小企業年鑑』, 2004, p. 30による)。ここにロシア石油資本の存在が大きく浮かび上がってくる。この問題は次節でさらに検討しよう。

8 外国資本と外国貿易の役割

次にベラルーシにおける外国資本の役割について考察しよう。表24から、合弁企業と純外資企業の累積外資導入額が2003年で5億8900万ドルであることが分かり、また2003年までの3年間で、平均して毎年8466万ドルの外国直接投資が流入したことも分かる。ポーランドでは体制転換後4年目の1992年には、6億7800万ドルの外国直接投資の流入があった²⁹⁾。1992年のポーランドの国内投資総額は80億9700万ドルであったから³⁰⁾、投資総額の8.3%がFDIによるものであった。1998年のベラルーシの数値は表25にあるとおり7.8%であるから、1998年のベラルーシのFDIが国内資本形成に果たしていた役割は1992年のポーランドのそれと同水準にあるといえる。1992年のポーランド経済では既にFDIが経済の重要な牽引力となっていたから、ベラルーシにおいてもFDIが経済成長と、その結果としての市場経済化の重要な推進力であると考える³¹⁾。

表24 外国資本の趨勢
(金額:百万ドル。シェア:%)

	2000	2002	2003
合弁企業(JV)の総数	1179	1396	1575
純外資企業(FC)の総数	681	1271	1382
JVにおける累積外資導入額	207	278	331
FCにおける累積外資導入額	128	210	258
JVの輸入が全輸入に占めるシェア	5.9	11.0	11.7
FCの輸入が全輸入に占めるシェア	2.2	8.3	8.1

出所：『ベラルーシ貿易統計年鑑』(2004, pp. 351-352)。

しかし表25の消費者物価上昇率が示すように、1998年から経済がハイパー・インフレに向かう不安定状態を示したため、外国投資は一挙に冷え込んだ。2003年には物価上昇率が年率25%にまでに落ち着き、外国直接投資も回復しつつある。

表24は外資系企業が行なう輸入が全輸入に占める割合が19.8%までに達していることを示す。

次にベラルーシにおけるロシアの存在について考察しよう。表26が示すようにロシアの存在はまことに巨大で、全輸出額のほぼ半分がロシア向けとなっている。輸入においては、実に全輸入額の65%をロシアに依存しているのである。2003年の場合、ロシアに対して実に23億米ドルの輸入超過なのである。政治的理由から、また以下で述べるエネルギーの輸入価格の観点から、ベラルーシはロシアと緊密な貿易関係を維持している。

ここで、ロシアが原油輸出でいかにベラルーシを「援助」しているかを表27でみてみよう。リトアニアはロシアから原油を輸入している。パイプラインの長さが若干短いことを考慮に入れたとしても、国際市場価格の3分の2前後の価格でロシアはベラルーシに安価な原油を輸出していることが分かる。2003年のベラルーシのロシアからの輸入額は76億190万ドルであり、そのうち原油は19億5345万ドルを占める。精製された石油製品の28.8%（重量換算）は国内向けであり、71.2%が輸出され³²⁾、2003年の場合、19億6千万ドル（うち西側は19億ドル）の輸出額となっている。天然ガスの輸入は6億6921万ドルで国内向けである。

IMF（2005, p. 9）も、ベラルーシが原油1バレル当たり2004年で10ドルの差益を得ており、GDPの2ないし3%の暗黙の支援をロシアから受けていると結論している。しかし果たして事実はそれほど単純なのだろうか。

表25 固定資本形成に占める外国資本の比率（%）と消費者物価上昇率（前年を100とする）

	1995	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
外資比率	6.6	7.2	7.8	2.4	4.3	2.6	5.2	5.5
インフレ率	344	163	281	351	207	146	138	125

出所：『ベラルーシ統計年鑑』（2004, p. 421, 562）、同（2003, p. 426）、同（2002, p. 422）、同（2000, p. 388）。

表26 ロシア依存の輸出入構造（数値は十億米ドル）

	全世界への輸出 に占めるシェア		全世界からの輸入 に占めるシェア	
	2000	2003	2000	2003
ロシア連邦	50.6% (3.710)	49.0% (4.879)	64.8% (5.604)	65.7% (7.601)
ウクライナ	7.6%	3.4%	3.9%	3.1%
イギリス	1.3%	2.2%	1.2%	0.68%
ドイツ	3.2%	2.4%	6.8%	7.1%
ポーランド	3.8%	2.5%	2.6%	3.0%
米国	1.3%	0.7%	1.6%	1.3%

出所：『ベラルーシ統計年鑑』（2004, pp. 576-578）。

表27 2003年におけるロシアからの原油（国際関税番号2709番）の輸入価格問題

		2002	2003
ベラルーシ	ロシアからの輸入量（百万トン）	13.9	14.7
	バレル当たりの価格（ドル）	17.05	21.13
リトアニア	ロシアからの輸入量（百万トン）	6.2191	7.0756
	バレル当たりの価格（ドル）	25.95	30.33

出所：『ベラルーシ貿易統計年鑑』（2004, p. 257）、『リトアニア貿易統計年鑑』（2003, p. 115）。

注）リトアニアの通貨リタスをドルに換算する際、『リトアニア統計年鑑』（2004, p. 588）のデータを用いた。

前節で述べたように、2003年から原油輸入仲介業5社が設立され、GDPの2.35%に相当する付加価値が生産された。これは従来は石油精製企業が得ていた利潤のほとんどを吸い上げるものである。付加価値総額の44.9%はロシア資本の企業で生産され、54.9%は合弁も含むベラルーシ民間資本参加の企業で生産された。法人税率は24%であるから³³⁾、最少でも付加価値の34%がロシアに還流されている³⁴⁾。しかし、かなりの付加価値がベラルーシ資本と政府の手元に残るのであるから、ロシアからベラルーシへの資金の移動が存在するといえる³⁵⁾。

ロシアからベラルーシへの「援助」は原油に限らない。石油製品（ガソリン・軽油等）でも同様である。天然ガスの場合、表28が示すように、ベラルーシは原油の場合より更に優遇されていて、

表28 2003年におけるベラルーシの輸入価格と輸出価格の国際比較

	ベラルーシのロシアからの輸入			リトアニアのロシアからの輸入		
	輸入量 (千トン)	輸入額 (千ドル)	トン当 りドル	輸入量 (千トン)	輸入額 (千ドル)	トン当 りドル
石油製品 (国際関税番号 2710)	993.1	148219	149.2	29.4	7082	240.4
天然ガス (国際関税番号 2711)	16877.4	669215	43.39	2035	239543	117.7

出所：『ベラルーシ貿易年鑑』(2004, p. 195, p. 257-262)。『リトアニア貿易年鑑』(2003, p. 115)。

注) 天然ガスの量をベラルーシ統計は立方メートルで表現し、リトアニアのそれはトンで表現している。そこで天然ガス(主成分がメタン)の質量を、対空気比重が0.65であるとして計算した。対空気比重は0.60から0.68の間であるとの有機化学専門家の教示に従った。リトアニア通貨リタスのドルへの換算は、表27の注と同じ方法を用いた。

表29 ベラルーシへの外国直接投資累積額の国別シェア (%)

	2002年1月1日	2004年1月1日
	時点	時点
ドイツ	24.5	12.1
キプロス	14.1	10.0
米国	12.6	8.8
ロシア	1.6	23.5
イギリス	7.4	5.5
アイルランド	2.2	10.1
ポーランド	4.8	3.0
スイス	2.5	7.2

出所：『投資と建設』(2002, p. 67), 同 (2004, p. 59)。

リトアニアの輸入価格の37%で輸入している。ロシアは従来から、採掘地から最も遠いロシア西端のスモレンスク州に対する天然ガス供給価格を隣接するベラルーシにも適用してきた。ベラルーシとロシアの「連合国家創設条約」の第23条「価格形成分野での共通政策が実施される」に基づいた結果である³⁶⁾。安木新一郎氏の研究によれば、ロシア最大の天然ガス企業「ガспロム」社(ロシアの国営企業)はベラルーシへの輸出価格の大幅引き上げを要求し、ルカチェンコ大統領は、2004年1月以降の天然ガス輸入価格の50%の引き上げを受け入れた³⁷⁾。この一年前に原油輸入仲介業5社が設立され、2003年を通じて原油輸入価格は不自然な上下を繰り返している³⁸⁾。複雑な交渉が背後にあったと考える。

しかし逆の例もいくつか発見できる。例えば電力の場合、リトアニアからの輸入価格の方がロシアからの電力輸入価格より2割以上安い。鉄くずについてもロシアからの輸入価格は割高である。

ベラルーシは、2003年に原油・石油製品・天然ガスの3品目で合計27億7080万ドルをロシアから格安に輸入しているのである。これについてはバ

ーター取引の結果であって、価格は名目上のものでしかないとの疑問が生じ得るかもしれない。

ところがベラルーシからロシアへの輸出品目の第1位のトラック(2億7千万ドル)についても第2位であるトラクター(2億3千万ドル)についてみても、1台平均のロシアへの輸出価格は、ウクライナへのそれより30%も高い。第3位の冷蔵庫(2億2千万ドル)も同様である³⁹⁾。安価なエネルギー輸入の対価としてバーター取引による安価な製品輸出を行なっているという結論はどうも導き出すことはできない。

驚愕すべきは輸出第4位の砂糖である。ロシアからのベラルーシへの「援助」は輸入面だけではないのである。ベラルーシはロシアへのみ砂糖を輸出しており、2003年の場合、31万8千トンを総額1億3234万ドルで輸出している。トン当たり424ドルという破格の高値である(出所は『貿易年鑑』)。当時の国際商品市場と比較して200ドル以上の差益をベラルーシにもたらしている。これは「連合国家創設条約」第29条の「非関税管理措置」⁴⁰⁾に基づくものである。ロシアは得べかりし関税歳入を放棄し、ベラルーシに移管していると理解される。こうしてロシア政府はベラルーシに対する「支援」を継続しているのである⁴¹⁾。

次にロシアからベラルーシを経由してポーランド・ドイツへと繋がるパイプライン(ベルトランスガス社)について触れておこう。その通過料をロシアはベラルーシに支払うことになるが、現実には保守管理など実際の経費に見合う料金のみ支払っており、国際価格水準よりかなり低い料金が支払われているという(筆者の聞き取りによる)。これもロシアからの低価格エネルギー輸入への「見返り」の一つといえよう。

既に外国直接投資がベラルーシの市場経済化の推進力であることは述べた。そこで外国直接投資の累計額を表29に示した。ロシアについては、2002年初頭の時点で1.6%というシェアであり、1991年以來の10年間でほとんど直接投資を行なわなかったことが分かる。その後の2年間で直接投資を大きく伸ばしたが、しかしそのシェアは2004年初頭でも4分の1に満たず、4分の3は西側諸国によるものである。すなわち市場経済化の最初の10年間はドイツをはじめとする西側諸国がもっぱら直接投資を行なってきたのである。ロシアは「非国家化」された株式の取得を株式競売によって行っており、企業資本におけるロシアのプレゼンスは無視できないが⁴²⁾、ベラルーシの経済成長へは、もっぱら本節で述べた資金移転、すなわち「援助」によって貢献してきた。

9 結語

筆者は第1節において、ルカシェンコ政権が高齢層と若年層を視野に入れた国内有和的経済政策を採っていると述べた。しかし、いずれ状況は変化する。2003年の平均寿命は男性で62.7歳、女性で74.7歳である。5年後にはドイツ兵の記憶をもつ国民はほとんどいなくなる。若年層は中年となり、新たな若年層が社会に参入する。そして対外的対立軸のバランスも変化するだろう。WTO加盟をめざすロシアにとってベラルーシへの輸出価格の優遇措置は足かせとなり、エネルギー輸出価格の引き上げを迫られるであろう。

生活水準が向上している中でも、すでに西部地域では反大統領の動きが顕在化している。

(北海道大学大学院経済学研究科)

注

*）本研究は、科学研究費基盤研究B（課題番号13572013）（平成13-15年度、研究代表者・吉野悦雄）と特定領域研究B（課題番号12123206）（平成12-16年度、研究代表者・西村可明）の研究結果である。なお、匿名の査読者に感謝申し上げたい。

1) 2004年のデータは統計経済分析省のホームページの速報値による (<http://belstat.gov.by/>)。なお、トップページで英語を選択すれば英文で情報が読める。2005年のデータは同ページの1月から11月までの速報値を12月

まで延長して筆者が計算したものである。

2) IMF (2004a, 第11項) は、これを持続可能な経済成長ではないとし、金融を引き締め成長率を半分程度の4%ないし5%まで落とすべきであると警告している。

3) 2002年の場合、離婚届けを出した妻のうち34歳以下の者の比率は55.5%までに低下した。34歳以下の夫については48.3%までに低下した。熟年離婚の届け出数は横ばいである。『ベラルーシ人口年鑑』(2003, p. 117, p. 121) による。

4) IMF (2005, p. 8) の第14項を参照。ただし筆者は第8節で論じるように、純粹の支援ではなく、地勢学的観点からの政治的解決に基づく「支援」であって、ロシアにも金銭的見返りがあると考え、それを本稿で論じた。

5) benefit という表現は IMF (2005, p. 8) の第15項でも用いられている。

6) 『ベラルーシ共和国の国民教育水準』(2001, p9) の定義によれば、短期大学は中等教育に分類される。

7) 2週間通学し、2週間企業で勤務する新しい全日制6年制コースが導入された。また学費無料の従来の入学定員枠に加えて有料の定員枠が追加された。

8) IMF (2005, p. 5) の第7項は、同国の高い教育水準が高度成長を支えるキー・ファクターであるとする。

9) IMF (2004a, p. 1) はその第1項で、「ベラルーシは2006年から国際基準ののっとり国民所得計算を実施すると約束しているが、直ちに実施すべきである」と警告している。

10) IMF (2005, p. 4) は、「GDP の過大評価はインフレ率の低下に伴い縮小している」と述べている。

11) IMF (2005, p. 4) は、「農業部門で、GDP の4.6%に相当する付加価値が計測されておらず、国内商業部門で GDP の3.4%に相当する付加価値が計測されていない」と述べている。ただし、推定の根拠は明らかにしていない。バサール商人の所得等を指すと筆者は理解している。

12) ポーランド中央統計局は、ベラルーシ人の入国者のほとんどをシャトル・トレーダーないし肉体労働目的の入国者とみなして、それがポーランドの国内消費需要にもたらす影響を調査するため、2000年に、出国する外国人に対して全員アンケートを実施し、その結果を公開した (GUS, 2000)。ポーランドへの入国目的を聞いているが (同書, p. 114)、ベラルーシ国境では「買い出し」が93.8%、「収入活動」と「その他」の合計で2.6%である。

13) 2000年上半期にベラルーシ人が持ち出した商品の総価値額はアンケート回答結果の総計 (前掲書 p. 66) で半年間で1億371万ドルになる (3月の為替レートで換算した)。筆者は、実際の価値額はこのアンケート結果をはるかに上回ると考える。さらにこの価値額はポーランドに持ち込んだ商品の販売額にほぼ等しいと考え、さらに粗利率を4割とし、また加えて肉体労働の結果としての外貨の持ち込みがあることを併せて、年間の可処分所得は2億5千万ドルから3億5千万ドルの間と推計した。

14) 前掲の中央統計局の出国者全員アンケートでは

居住地が国境から何キロメートル離れているかも聞いている。80.0%の者が国境から100キロ以内の居住者であった。国境から180キロ以内は西部2州なので、シャトル・トレーダーのほとんどが西部2州の居住者ということになる。

15) 筆者が面談調査を行なった小企業経営者は僅か3人だが、いずれもシャトル・トレーダー経験者であった。

16) IMF (2000, p. 44) によれば、2000年時点で26の枢軸企業の製品価格は統制価格のもとにあった。またハイパー・インフレだったため、毎月の製品値上げ率が産業ごとに制限されていた。ほとんどの産業では毎月7%まで、食糧品部門では5%までなどとなっていた。

17) IMF (2004b, p. 10) によれば、従業員は27の賃金等級に分類され、各等級ごとに賃金指数が定められている。最低等級賃金は政府が定める最低賃金額より高くなければならず、したがって最低賃金が上がると、各企業は社内賃金を比例的に上げなければならない。

18) 税制改革はIMF (2004b) の第2章が詳しい。歳入構造がロシアのそれと極めて近似していることが指摘されている。抜粋した税率表も紹介されている。

19) 金融部門改革はIMF (2004b) の第4章が詳しい。

20) 労働市場についてはIMF (2004b) の第1章が分析しているが、国営部門と民間部門とに分けた分析で、民間部門の内訳は分析していない。その数値も若干誤まっている。

21) 正式名称は「ベラルーシ共和国の国有資産の非国家化と民営化に関する法律」である。大統領官邸ホームページ (<http://president.gov.by>) に全文が掲載されている。またトップ・ページで英語を選択することにより、法律全文の英語訳を読むことができる。なお、将来の政権交替の後、古い法律が掲載され続ける保証はないので、刊行本の出所を示しておこう。*Собрание Законов Республики Беларусь*, 2003, Минск. 1560頁の大型本で218本の行政・経済関連の法律が掲載されている。

大統領府は「非国家化」を *denationalization* と英訳している。IMF (1999, p. 91) は *transformation* と意識しており、World Bank (1997, p. 63) は *corporatization* と意識している。筆者は原語の「民営化」を「譲渡・売却民営化」と意識した。なお、「非国家化」と「譲渡・売却民営化」の定義は法律第1条で規定されており、その内容は本節で解説しており、1993年以来変更はない。

IMF (1999) と World Bank (1997) は1993年以降の民営化プロセスを概説しているが、法律の条文に沿った厳密な解説とはなっていないので、本稿では条文に基づいて解説する。なお両者ともに、ルカシェンコ政権下での民営化関連の法改正には触れていない。

22) 民営化法第12条に買い戻し規定がある。パウチャー民営化については World Bank (1997, p. 63) も参照。

23) 大統領令 (1997) は外資合弁企業だけを対象にしたものだが、大統領令 (2004) は民営化された企業一般を対象としている (1条)。大統領令 (2004) の第4条は「大統領の権限を含めて、経済関連大臣会議の同意のもとに黄金株が発行される」としており、事実上大統領の権限で黄金株が発行される。IMF (2004a, 12項) はこ

れを廃止するよう勧告しているが、黄金株に関する説明はない。

24) 大統領府のホームページの2004年3月の声明では、黄金株は22社に対して発行されている。2005年7月に統計省課長は23社であると筆者に語った。

25) www.open.by に *Belarus Now* というページがあり、黄金株の意図を副大臣が解説している。また、反体制派は、*Institution for War and Peace Reporting* (<http://www.iwpr.net>) の2004年2月4日の記事で黄金株を解説している。両者の解説は一致している。

26) この大統領令も脚注22にある大統領府のホームページでロシア語・英語の双方で読むことができる。

27) IMF (1999, p. 91) は、統計経済分析省の内部資料を用いて「非国家化」された中央企業の数1998年までの推移を示している。しかし、国営企業の合併で消滅した企業数を「非国家化企業数」にしているという誤りをおかしている。World Bank (1997, p. 63) も1995年までのデータを示しているが、そこには誤りはない。

28) 2003年では20%の原則税率が15%に軽減されていた。2004年からは24%の一般税率となった (IMF, 2004b, p. 17)。

29) IKC (1996, p. 128) による。

30) 『ポーランド統計年鑑』(1993, p. 164, p. 289) により6月の為替レートをを用いて計算した。

31) 経済成長は企業の債務超過を解消し、企業価値を高めて株式会社化することを可能にする。また雇用の受け皿を拡大し、譲渡・売却民営化により解雇された従業員の雇用を保障し、民営化を促進する。

32) 『貿易年鑑』(2004, p. 179, p. 327) より計算した。

33) IMF (2004b, p. 22) による。

34) 内国税はVATとして課税され、ガソリンの場合は税率が20%であった。IMF (1999, p. 140) による。

35) 筆者は、この原油仲介業5社および石油精製業各社の主要株主構成のデータを得たい旨、統計経済分析省に2005年7月に申し入れた。しかし個別企業のデータは開示できないと拒否された。データの開示を拒否されたのは、この時が初めてであった。

36) この条約の全文が日本語に翻訳されている。服部倫卓氏のホームページ「ベラルーシ津々浦々」(<http://www.geocities.jp/hmichitaka/>) を参照されたい。

37) 安木新一郎 (2005, p. 55)。

38) IMF (2005, p. 10) のグラフによる。

39) 出所は表28の出所と同じである。

40) 服部倫卓氏の翻訳による。しかしこの条文は表面的なものでしかない。服部倫卓 (2004, p. 122) によれば輸出入10,500品目のうち、500品目の関税について両国の合意が得られないまま条約の調印に至ったという。

41) 他にもベラルーシは牛乳 (9千万ドル)・バター (5千万ドル)・チーズ (6千8百万ドル) で2割程度割高にロシアへ輸出している。

42) 石油精製など大企業の株主構成を知ることは難しい。しかし、西部ブレスト市の重要企業である家庭用ガスレンジ・オープン工場の発行株式の51%はロシア最

大の天然ガス企業ガスプロム社（国営）が保有している（筆者の企業長からの聞き取りによる）。

参考文献

（注：ベラルーシ、ウクライナ、ポーランド、リトアニアの統計書で原語と英語の両文併記の書物のタイトルは英語版を採用した）

- Demographic Yearbook of Ukraine*, Kiev, 2002.
 Educational Attainment of population of the Republic of Belarus; statistical book, Minsk, 2001.
Foreign Trade of The Republic of Belarus, Minsk, 2004
Foreign Trade: Statistical Yearbook, Vilnius, 2003.
 GUS(2000), *Ruch graniczny i wydatki cudzoziemcow w Polsce oraz Zpolkow za granica w I polroczu 2000r.*, Central Statistical Office, Warsaw.
 GUS(2003), *Yearbook of Foreign Trade Statistics 2003*, Central Statistical Office, Warsaw..
 IKC(1996), Instytut Koniunktury i Cen, *Foreign Direct Investment 1996*, Warsaw,
 IMF(1999), International Monetary Fund, *Republic of Belarus: Recent Economic Development*, IMF Staff country report No.99/143.
 IMF(2000), International Monetary Fund, *Republic of Belarus: Recent Economic Development and Selected Issues*, IMF Staff country Report No.00/153.
 IMF(2004a), International Monetary Fund, *Belarus-2004 Article IV consultation Concluding Statement of the mission*.
 IMF(2004b), International Monetary Fund, *Republic of Belarus: Selected Issues*, IMF country Report No.04/139 .
 IMF(2005), International Monetary Fund, *Republic of Belarus: Selected Issues*, IMF country Report No.05/2179.
Population of the Republic of Belarus, Minsk, 2000.
 ————2003.
Population Temporarily Present in the Territory of the Republic of Belarus, Minsk, 2003.
Regional Statistical Yearbook of The Republic of Belarus, Minsk, 2004.
Statistical Yearbook of Lithuania 2004, Vilnius, 2004.

- Statistical Yearbook of The Republic of Belarus*, Minsk, 2000.
 ————2002., ————2003., ————2004.
Statistical Yearbook of the Republic of Poland, Warsaw, 1993.
 ————2004.
Statistical Yearbook of Ukraine, Kiev, 2002.
 ————2001.
 World Bank (1997), The World Bank, country study, *Belarus: Prices, Markets, and Enterprise Reform*, Washington.
 Декрет Президента Республики Беларусь от 20,03. 1998, №3.
Инвестиции и строительство в Республике Беларусь, Статистический сборник, Минск, 2004.
 ————2002.
Малое предпринимательство Республики Беларусь, Статистический сборник, Минск, 2004.
 ОБ ОСОБОМ ПРАВЕ ("ЗОЛОТОЙ АКЦИИ") ГОСУДАРСТВА НА УЧАСТИЕ В УПРАВЛЕНИИ АКЦИОНЕРНЫМИ ОБЩЕСТВАМИ: Указ Президента Республики Беларусь от 14 ноября 1997г. №591
 ОБ ОСОБОМ ПРАВЕ ("ЗОЛОТОЙ АКЦИИ") ГОСУДАРСТВА НА УЧАСТИЕ В УПРАВЛЕНИИ ХОЗЯЙСТВЕННЫМИ ОБЩЕСТВАМИ: Указ Президента Республики Беларусь, 1 марта 2004г. №125
 О ГОСУДАРСТВЕННОЙ ПОДДЕРЖКЕ МАЛОГО ПРЕДПРИНИМАТЕЛЬСТВА В РЕСПУБЛИКЕ БЕЛАРУСЬ: Закон Республики Беларусь; от 16 октября 1996г. №685-ХІІ
 О РАЗГОСУДАРСТВЛЕНИИ И ПРИВАТИЗАЦИИ ГОСУДАРСТВЕННОЙ СОБСТВЕННОСТИ В РЕСПУБЛИКЕ БЕЛАРУСЬ: Закон Республики Беларусь; 19 января 1993г. N 2103-ХІІ
Памяць Капыльскі Раен. Минск, 2001.
Собрание Законов Республики Беларусь, Минск, 2003.
 服部倫卓「ロシア・ベラルーシ連合は CIS 統合の牽引車か」、田畑伸一郎・末澤恵美編『CIS：旧ソ連空間の再構成』, 国際書院, 2004, pp. 115-132。
 安木新一郎「ロシア・ベラルーシ通貨統合について」, 『世界経済評論』, 2005年, 4月号。